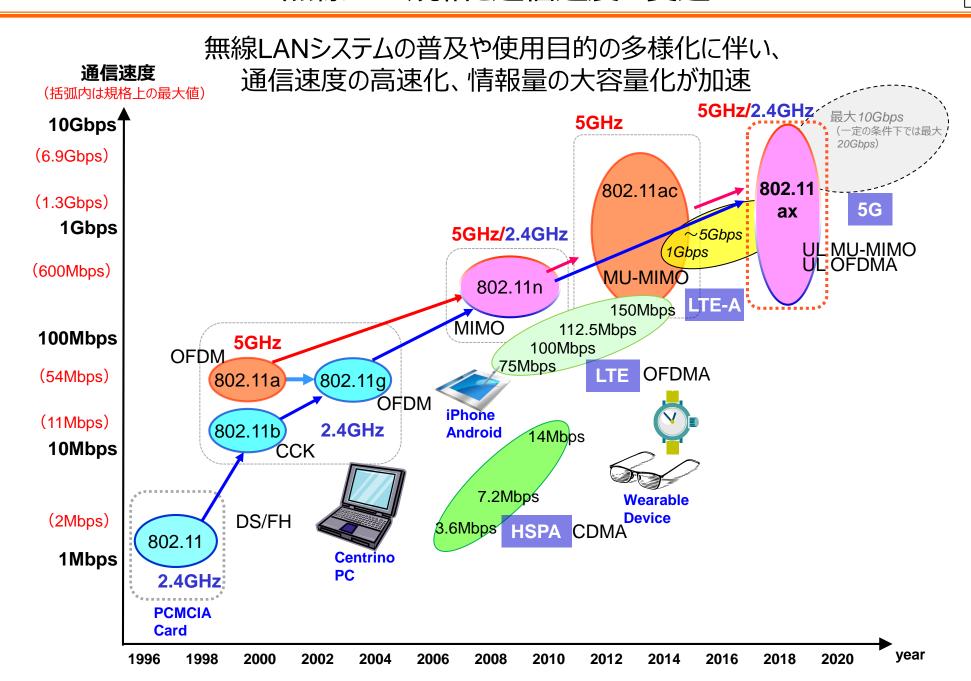
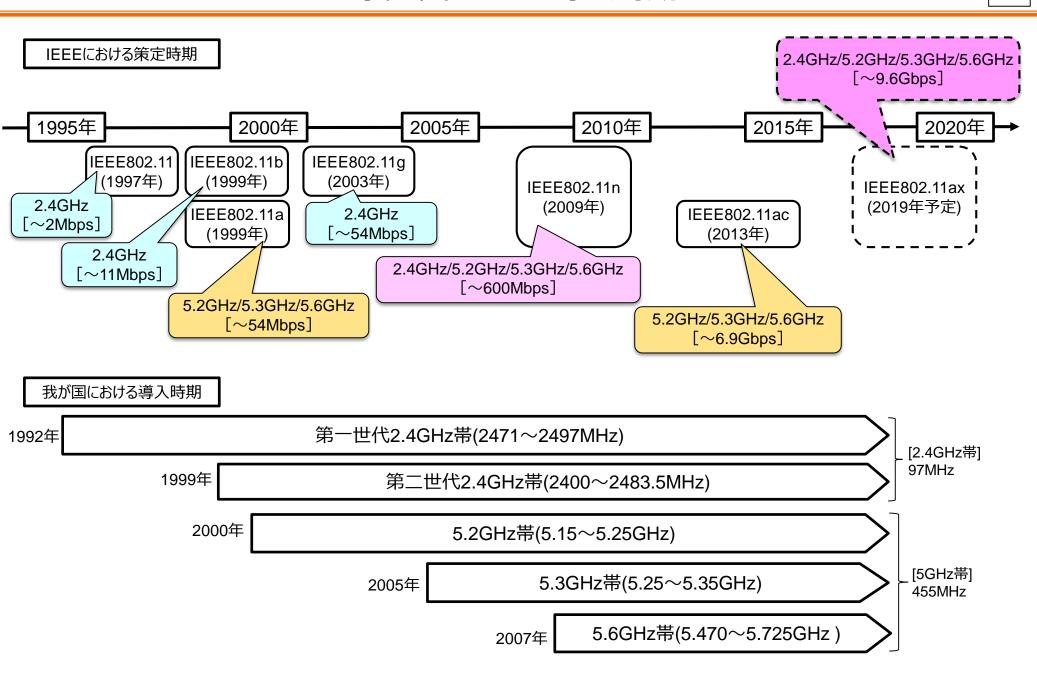
5GHz作12-1

無線LANの現状

平成30年11月2日 総務省 総合通信基盤局 基幹·衛星移動通信課 基幹通信室



我が国における導入時期



諸外国の2.4GHz帯無線LANの主な技術基準

技術基準	日本 (総務省令* ¹)	国際標準(IEEE802.11b/g/n)	米国 (FCC Rules*²)	欧州 (EN 300 328*³)
使用周波数帯	・2400MHz以上2483.5MHz以下の周波数・2471MHz以上2497MHz以下の周波数(チャネル配置の規定はなし)	各国で使用可能なチャネル配置を明記 ・米国:5GHz帯(ch1~11) ・欧州:5GHz帯(ch1~13) ・日本:5GHz帯(ch1~14) 注 ch1:2412MHz, ch2:2417MHz, ch3:2422MHz, ch4: 2427MHz, ch5:2432MHz, ch6:2437MHz, ch7:2442MHz, ch8:2447MHz, ch9:2452MHz, ch10:2457MHz, ch11: 2462MHz, ch12:2467MHz, ch13:2472MHz, ch14:2484MHz	2400MHz以上 2483.5MHz以下の周波 数 (チャネル配置の規定は なし)	2400MHz以上 2483.5MHz以下の周波数 (チャネル配置の規定は なし)
占有周波数帯幅の 許容値	① FH、DS、FH+FH、FH+OFDM : 83.5MHz ② OFDMであって、①以外のもの : 38MHz ③ 上記以外 : 26MHz	各国における占有周波数帯幅の許容値を明記 ・米国:25MHz ・欧州:25MHz ・日本:25MHz	規定なし	使用周波数帯の範囲内であること
空中線電力	 FH、FH+DS、FH+OFDM: 3mW/MHz以下 (但し、2,427MHz~2,470.75MHzを使用するもの) DS(①を除く): 10mW/MHz以下 OFDM(①を除く): 10mW/MHz以下 (40MHzシステムの場合は、5mW/MHz以下) 上記以外: 10mW以下 	・各国の技術基準に従うよう規定	1W 以下	規定なし (EIRP: 20dBm(100mW)以 下)
キャリアセンス機能	・OFDMの40MHzシステム: キャリアセンス機能の具備を規定・上記以外のもの:規定なし	キャリアセンス機能の具備を規定キャリアセンスレベルを規定	キャリアセンス機能の 具備を規定	・キャリアセンス機能の具備を規定・キャリアセンスレベルを規定
スプリアス発射 又は不要発射の 強度	・周波数帯毎の上限値を規定	・スペクトルマスクを規定	帯域外領域における上 限値を規定	周波数帯毎の上限値を 規定
周波数の許容偏差	•50 × 10 ⁻⁶	・チャネル間隔に応じた周波数の許容偏差を規定	規定なし	規定なし
空中線電力の 許容偏差	-上限:20%、下限:80%	・スペクトルマスクにおいて、サブキャリアの平坦性 について+4/-6dB	規定なし	規定なし

- 注 上記の項目のほか、変調方式、送信空中線について規定。
- *1 無線設備規則第49条の20第1号、第2号で規定 *2 Part 15.247-249で規定 *3 ∨2.1.1(2016-11) "4.2 Conformance requirements"等で規定

諸外国の5GHz帯無線LANの主な技術基準

○IEEE802.11ac (80MHzシステム)

	DOMINIZON)			
技術基準	日本 (総務省令*1)	国際標準(IEEE標準 802.11-2016)	米国 (FCC Rules ^{*2})	欧州 (EN 301 893*³)
使用周波数帯	・5210MHz又は5290MHz及び 5530MHz又は5610MHzの周 波数	各国で使用可能なチャネル配置を明記 ・米国:5GHz帯(ch42/58/106/122/138/155) ・欧州:5GHz帯(ch42/58/106/122) ・日本:5GHz帯(ch42/58/106/122) 注 ch42:5210MHz, ch58:5290MHz ch106:5530MHz,ch122:5610MHz	・5150MHz以上5350MHz以下 ・5470MHz以上5725MHz以下 ・5725MHz以上5850MHz以下	・5150MHz以上5350MHz以下 ・5470MHz以上5725MHz以下 ・搬送波周波数を規定
占有周波数帯幅の 許容値	78MHz	各国における占有周波数帯幅の許容値を明記 ・米国:80MHz ・欧州:80MHz ・日本:80MHz	規定なし	20MHz×N (N: 隣接チャネルの数)
空中線電力	• 平均電力1.25mW/MHz以下 • 最大EIRP密度1.25mW/MHz 以下	各国の技術基準に従うことを指定 ・米国: FCC <47 CFR, Part 15, Sections 15.205, 15.209, 15.247 and 15.255> ・欧州: CEPT <etsi 301="" 893="" en=""> ・日本: 総務省<無線設備規則第7章 49条の20></etsi>	 ・5150MHz以上5350MHz以下 及び5470MHz以上5725MHz 以下 ・最大電力*2で250mW又は 11dBm+10logB*3の低い方 ・最大EIRP密度11dBm/MHz ・5725MHz以上5850MHz以下 ・最大電力*2で1W ・最大EIRP密度30dBm(1W)/500kHz 	•EIRP23dBm(200mW)以下 •EIRP密度10dBm(10mW) /MHz以下
キャリアセンス機能	機能の具備とレベルを規定	機能の具備とレベルを規定	規定なし	機能の具備レベルを規定
最大送信バースト長	4ms以下	5.484ms	規定なし	10ms以下
DFS機能	チャネル利用前・利用中の レーダー検出手順や精度を規 定	5.484ms DFSに必要な周波数切替機能を規定(レーダー 検出機能やチャネル遷移時間等の性能は各国 の技術基準に従うよう規定)	機能の技術的条件やチャネル 利用前・利用中のレーダー検 出手順、精度を規定	機能の技術的条件やチャネル 利用前・利用中のレーダー検 出手順、精度を規定
隣接チャネル漏えい電力	搬送波周波数からの離調周波 数における上限値を規定	規定なし	規定なし	規定なし
帯域外漏えい電力	スペクトルマスクを規定	スペクトルマスクを規定	スペクトルマスクを規定	スペクトルマスクを規定
周波数の許容偏差	20 × 10 ⁻⁶	チャネル間隔に応じた周波数の許容偏差を規定〈士最大20ppm〉	規定なし	・20×10 ⁻⁶ (中心周波数から最大 ±200kHzのオフセットが許容さ れる)
空中線電力の 許容偏差	-5.2/5.3GHz 上限:20%、下限:80% -5.6GHz 上限:50%、下限:50%	スペクトルマスクにおいて、サブキャリアの平坦 性について±4dB又は+4/-6dB	規定なし	規定なし

- 注 上記の項目のほか、変調方式、送信空中線について規定。
- *1 無線設備規則第49条の20第5号で規定 *2 Part 15.401-407で規定 *3 v2.1.1(2017-05) "4.3 Conformance requirements"等で規定